

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表美原こども館の項の次に次のように加える。

学校給食課 （第1学校給食センター及び第2学校給食センターにおける学校給食に関する業務に従事する者（学校給食における衛生指導担当業務に従事する者を除く。）に限る。）		午前9時から午後5時30分まで（課長が指定する日は午前8時から午後4時30分まで）	正午から午後0時45分まで	(1) 日曜日 (2) 土曜日	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
---	--	---	---------------	--------------------	--

別表学校給食課（各市立学校における衛生指導担当業務に従事する者に限る。）の項中「各市立学校」を「学校給食」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。